

発議第2号

子どものゆたかな学びと育ちを保障するための2026年度政府予算に係る意見書の提出について

別紙「子どものゆたかな学びと育ちを保障するための2026年度政府予算に係る意見書」を朝来市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和7年6月30日提出

提出者

文教民生常任委員会

委員長 上 田 幸 広

子どものゆたかな学びと育ちを保障するための2026年度政府予算に係る意見書

学校現場では貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置などといった多岐にわたる課題が山積しており、文部科学省の2020年度調査では小・中・高をあわせた不登校児童・生徒数が41万人を超え、特に小・中学校で11年連続増加し過去最高となっている現状があります。そのような中で、子どものゆたかな学びと育ちを保障するための十分な教材研究や授業準備の時間を確保することが困難になっています。学校の働き方改革を推進するためには、加配教員の増員や少数職種の配置改善を含む教職員定数の見直しが不可欠です。2020年度の法改正により小学校の学級編成標準は2025年度までに35人に引き下げられ、中学校では2026年度から引き下げられる方針となっており、今後は高等学校においても早期実施をはかるとともに、よりきめ細やかな教育活動を実現するために、小中学校における学級編成標準の更なる引き下げと少人数学級の充実が求められています。子どものゆたかな学びと育ちを保障するための条件整備が不可欠であるとともに、実効性ある働き方改革を実現するためには、自治体による「業務の3分類」などの施策に必要な財政措置の充実も強く求められています。

さらに、現状の教育課程基準に沿って設定された学校カリキュラムは、授業の時数と内容が過度に詰め込まれているため、子どもも教職員も極めて大きな負担を強いられている状態であり、次期学習指導要領では内容の精選と標準授業時数の削減が強く求められています。

こうした観点から、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 小・中学校のさらなる学級編成標準の引き下げ等、少人数学級について検討すること。あわせて、高等学校での35人学級を早急に実施すること。
4. 新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、すべての自治体で定年引上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるように、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講じること。
5. 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。
6. 子どものゆたかな学びと育ちを保障するため、授業の時数と内容が過度に詰め込まれている状態の早期改善にむけ、学習指導要領の内容の精選をおこなうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 年 月 日

兵庫県朝来市議会議長 浅田 郁雄